

# 仙台市パブリックコメント手続に関する運用指針

(平成 22 年 7 月 22 日市民局長決裁)

## 1 目的（第 1 条関係）

この要綱の目的は、パブリックコメント手続に関する実施機関の統一的ルールを定めることで、「市民の市政への参画の促進」を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、「政策形成過程の公正性の確保及び透明性の向上」を図るものです。

なお、パブリックコメントは、「市民の市政への参画の促進」のための手法のひとつであり、この他、アンケートや説明会、ワークショップ等の様々な手法の中から最も効果的な手法を組み合わせることで実施することにより、市民参画の促進等を図ることとします。

## 2 定義（第 2 条関係）

パブリックコメント手続は、計画等を策定する前の段階にその案を公表し、市民の意見提出機会を保障することで、多様な意見を収集し、計画等の策定にはそれらの意見を十分考慮するとの趣旨で行うものです。同時に実施機関は、提出された意見に対して実施機関の考え方を公表する応答義務を負います。

## 3 対象（第 3 条関係）

(1) 「市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定」とは、市政全般又は個別の行政分野における中長期的展望に基づく基本的な方向性及び総合的な施策展開の構想を明らかにする計画等で、対象地域が全市的であるものの策定をいい、計画、方針、指針、構想、ビジョン、プラン等その名称は問いません。したがって、単年度の施策を記載した実施計画や、対象地域が限定的であり、広く市民に意見を求める手法をとることが適当でない判断される計画等は対象外としますので、これらについては、アンケートやワークショップその他より適切な手法により市民参画の促進等を図るものとします。

(2) 「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」（地方自治法第 14 条第 2 項）とされていますが、この要綱によるパブリックコメント手続では、このような市民の権利義務にかかわる条例の制定の基礎となる計画等の案を策定する場合には、パブリックコメントを実施するものとします。

また、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項」については、地方自治法第 74 条第 1 項の規定において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていないことを踏まえ、第 3 号に該当する場合を除き、この要綱によるパブリックコメント手続の対象としません。

(3) 第 1 号及び第 2 号の計画等以外であっても、広く市民に効果や影響が及ぶ計画等で、内容からパブリックコメント手続の対象とすることが適当なものについては、「実施機関が必要と認めるもの」として、この要綱に基づきパブリックコメントを実施するものとします。

(4) 具体的な計画等がこの要綱によるパブリックコメント手続の対象となるかどうかは、計画等の所管課が、その計画の趣旨、目的、対象、影響を及ぼす範囲等を総合的に勘案して判断すべきものです。また、所管課において市民に対しその判断の説明責任を負うこととなります。

#### 4 対象の適用除外（第4条関係）

(1) 「実施機関が計画等の策定に緊急を要すると認める場合」とは、パブリックコメント手続の実施に係る所要期間の経過等で計画等の策定期間が遅くなることにより、計画等の効果が損なわれる等の理由で、パブリックコメント手続を経る時間がない場合をいいます。

(2) 「実施機関が計画等の変更の程度が軽微と認める場合」とは、大幅な改正または基本的な事項の改定を伴わないものや、上位の計画等の変更に伴い一部の表現を変更する場合をいいます。

(3) 「実施機関が計画等の策定における内容の決定に裁量の余地がないと認める場合」とは、法令や国、県の計画等に本市が規定すべき内容が詳細に定められており、その定めに沿って策定する場合をいいます。

(4) 「パブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づいて、計画等を策定する場合」とは、審議会、協議会等の附属機関等で既にパブリックコメント手続に準じた手続を実施したうえで報告、答申等がなされ、実施機関がその報告、答申等を尊重して計画等を策定する場合をいいます。

#### 5 意見の公募（第5条関係）

(1) 第3条の規定によりパブリックコメント手続の対象とされる計画等の策定をしようとする場合には、当該計画等の案及び市民に案の理解を深めてもらうために必要と考えられる関連資料を、意見公募期間に先立って公表することとします。

(2) 関連資料については、次に例示するものなどから、実施機関が必要に応じて準備します。

- ① 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- ② 当該計画等の案の概要
- ③ 根拠法令
- ④ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要
- ⑤ 当該計画等の案の実施に伴い予測される影響の程度及び範囲
- ⑥ 当該計画等の案を立案するに際して整理した論点等
- ⑦ 附属機関等において審議又は検討した場合は、当該審議又は検討の概要が分かる書類

#### 6 （第6条関係）

(1) パブリックコメント手続については実施を広く市民に周知することが重要であり、計画等の案等の公表は、所管課や市民利用施設等への資料の備付け、市のホームページへの掲載、報道機関に対する発表により行います。また、必要に応じて、市政だよりへの掲載等の方法により行います。

(2) 計画等の案等の公表にあたって、視覚障害その他障害者から要望があった場合には、点字・拡大文字・ルビ付きの資料や音声読み上げソフト対応可能な電子データ（テキスト形式等）などによる情報提供に配慮する必要があります。

## 7 (第7条関係)

(1) 意見の公募期間については、計画等の所管課が、市民が意見を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その計画等の案等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを勘案し、適宜定めます。

(2) 意見の公募期間を長くすることにより、より多くの意見を募集できる反面、迅速性を欠くこと等が想定されるため、一つの目安として、おおむね1か月とします。

なお、1か月程度の公募期間を確保できないやむを得ない理由があるときは、この期間を短縮することができるものとします。

(3) 責任ある意見を求めるため、原則として住所及び氏名（団体の場合は名称、所在地、代表者の氏名）の記載を求めることとします。ただし、本制度の趣旨に照らし、住所又は氏名が記載されていない意見であっても受け付けるものとします。

また、意見の明確な把握のためにも記録に残せる方法が望ましいため、提出方法については、郵便、ファクシミリ、市のホームページ（電子申請システム）、電子メール等とし、実施機関はいずれかの方法により提出いただくことを公表時に明示するものとします。

(4) 障害者等から前記のいずれの方法によっても意見を提出できない旨の申し出があった場合は、その障害の状況に応じた提出方法（点字や音声記録媒体等による提出を認める、もしくは口頭で提出された意見を文書化し本人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上で意見として受け付けるなど）について相談し、意見提出者の状況に応じて適切に取り扱うものとします。

## 8 提出された意見の取扱（第8条関係）

(1) パブリックコメント手続は、住民投票とは異なり、市の計画等の賛否を問うものではなく、また、提出された意見の数の多寡で当該意見を取り入れるかどうかを決めるものでもありません。実施機関は、提出された意見の内容を十分考慮して、計画等に反映すべきか適切に判断するものとします。

(2) 実施機関は、この手続を実施して計画等を策定した場合、修正の有無に関わらず、原則として提出された意見に対する実施機関の考え方を公表するものとします。ただし、単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方を示さないこととしても差し支えありません。

また、提出された意見を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。

提出された意見が大量又は類似のものが多い場合は、必要に応じて要約または整理しても差し支えありません。

実施機関の考え方の公表は、原則として計画案の公表以後遅滞なく行うものとします。

なお、意見の公表に当たっては、仙台市情報公開条例や仙台市個人情報保護条例における非開示情報に相当する情報の部分を除いて公表するものとします。

## 9 実施状況の周知（第9条関係）

(1) 計画等の所管課長は、この要綱に基づく手続を行うときは、あらかじめこの要綱の所管課長（広聴統計課長）に所要事項を届け出、同課長は、提出のあった案件の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等により公表します。

(2) ここで規定する「市長」の事務は、この要綱の所管課長（広聴統計課長）が行います。

## 10 その他（第10条関係）

この要綱に定めるもののほか、手続の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していきます。

### 附 則

この指針は、平成22年8月1日から実施する。

### 附 則（平成23年12月15日改正）

この改正は、平成23年12月15日から実施する。

### 附 則（平成28年6月22日改正）

この改正は、平成28年7月1日から実施する。